

下田市中小企業販売力強化支援事業補助金 Q&A

はじめに

観光業を主力産業とする下田市の経済は、今回の新型コロナウイルス感染症の全国的拡大により大きな被害を受けました。特にお客様との対面による販売方法でご商売されている事業者の方々は、来店者の減少にご苦勞されていることと存じます。

そんな中、経営安定の一つの方法として、対面販売に加え、インターネットを活用した通信販売の実施やECモールへの出店等、販路の拡大を検討されている事業者の方々を支援するために、販売力強化支援事業を実施いたします。

このQ&A集における用語の定義

「中小企業者」	中小企業法に基づく法人・個人事業主で、市内に本店・支店・営業所をもつものをいいます。
「経済団体等」	市内で活動する同業者組合及び商店会、複数の中小企業者で構成された団体をいいます。
「ECサイト」	インターネットを利用した電子商取引を行うためのウェブサイトで、商品の選択、購入手続きができる機能を備えたものをいいます。
「ECモール」	インターネット上に多数の企業または商店が集まった仮想商店街型のウェブサイトをいいます（楽天やAmazon等）。

Q1：この補助金の交付対象者は誰ですか？

A1：下田市内に事業所をもつ中小企業者又は個人事業主（風俗営業等を営む事業者を除く）と、経済団体等が対象で、市税を完納していること。また、国や県、公共的団体から同じ目的の補助金を受けていないことが条件です。

Q2：経済団体とは、どのような団体ですか？

A2：同業者組合や、商店会、仲の良い商店同士が1団体となって申請することも可能です。

Q3：商店会（経済団体等）で申請することになりましたが、自社店舗としても別にECサイトを新規開設したいと思っています。この場合、店舗分も対象となりますか？

A3：別申請であれば対象となります。

Q4：補助を受けられるのは、どのような事業ですか？

A4：ECサイトの新規開設、既に開設しているECサイトのリニューアル、ECモール出店に係る事業です。

Q5：新しく自社ホームページを作りたいと考えています。商品を掲載し、メールやファックスにて注文を受けようと思いましたが、対象になりますか？

A5：今回の補助金の対象は、インターネット上で商品を販売するための仕組み（利用者がウェブサイトで商品を選んでカート（かご）に入れ、カート内の商品の購入手続きができる機能）を備えた電子商取引が可能なウェブサイト（ECサイト）を作る事業や、楽天などのECモールに出店する事業の補助となります。ホームページの開設のみは対象外です。

Q6：ECサイトを始めたいと考えていますが、インターネット操作が分からないので、専門業者に頼みたいと思っています。その費用は対象となりますか？

A6：委託費用として対象となります。必ず見積書を徴取し、そのコピーを補助金の申請書に添付してください。複数の業者から見積りを取ることをお勧めします。

Q7：ECサイトを始めたいと考えていますが、パソコンがありません。購入費は対象となりますか？

A7：パソコンなどの備品購入費は対象外です（ホームページ管理以外の用途にも広く使える機器であるため）。また、インターネット通信費やインターネット環境の維持管理費（電気料など）も対象外です。

Q8：初期費用とは、どのような費用ですか？

A8：プロバイダー契約料や、サーバー契約料、新規回線加入料、独自ドメインの取得料などのサイトを立ち上げるにあたって必要な費用を想定しています。

Q9：店のパソコンはインターネットに接続しています。今度、ECサイトを始めたいと考えていますが、どうしたらよいですか。

A9：ECサイト構築には様々な方式があります（ASPやオープンソース、パッケージなど）。それぞれ特徴があるので、各々のお店に適したものを検討ください。

なお、今回の補助対象は、ECサイトを始めるための初期費用と月額利用料であり、決済によって生じる類の手数料は対象外となります。

Q10：大手ECモールへの出店を考えています。どのような費用に対して補助が受けられますか？

A10：ECモールの料金形態は様々ですが、出店登録料や月額出店料を補助対象としています。なお、販売手数料など、商品購入の成約によりECモール運営者に支払う費用は対象外となります。

Q11：申請できる期間はいつまでですか？

A11：この補助金の申請の受付は令和3年9月30日までとなりますが、予算に限りがありますので、予算の枠を超えた場合には受付を終了させていただきます。なお、月額出店料は、交付決定を受けた月から令和3年11月30日までに支払が完了している費用が対象となります。

Q12：前払金を受け取ることはできますか？

A12：できません。あくまでの実績（実際にかかった費用）に基づいて計算し、事業が完了した後に交付するものです。

Q13：補助金の額はいくらですか？

A13：補助対象経費の3分の2以内で、中小企業者が単独で申請する場合には、上限20万円、経済団体等が申請する場合には上限40万円となります。なお、1申請者あたり、申請ができるのは1回限りとさせていただきます。

Q14：この補助金は、どのように申請したらいいですか？

A14：計画を立て、必要な見積り等を徴した上で、事業を始める前に、必要な書類をそろえて、下田市役所産業振興課に提出ください。

下田市中小企業販売力強化支援事業 補助金交付申請書（様式第1号）	必須
事業計画書（様式第2号）	必須
補助事業収支予算書（様式第3号）	必須
経済団体における意思決定書 団体構成員の同意を証明する書類	書式任意*団体で申請する場合のみ必要。
収支予算書の記載内容を証する書類 *外注する場合は、必ず経費の詳細が記された見積書が必要です。	

ECサイト新規開設の場合	初期費用や月額費用が分かる見積書。 見積書がとれない場合は、システム提供会社の会社概要や費用を示したウェブページの画面コピーでも可
既存ECサイトを改修する場合	改修費用や月額費用が分かる見積書。 見積書がとれない場合は、提供会社の会社概要や費用を示したウェブページの画面コピーでも可
新規にECモールへ出店する場合	出店計画の分かる資料 出店予定のECモールの概要や、初期費用、月額出店料などの詳細が分かるウェブページの画面コピーなど。
市税完納証明書	必須 (市役所税務課⑦窓口にて取得してください。)

Q15：補助金の申請を行い、交付の決定通知を受け取りましたが、事業を始めるところ、計画や金額に変更が生じました。どうしたらよいですか。

A15：「事業変更承認申請書」を提出いただき、承認した上で事業を継続することになります。また、事情により中止する場合にも「事業中止承認申請書」の提出が必要となります。変更（中止）が分かった時点で産業振興課にご相談ください。

Q16：事業が終わった場合にはどうしたらよいですか？

A16：事業完了後に以下の書類を添えて実績報告書を提出ください（必ず令和3年12月10日までに提出ください）。

下田市中小企業販売力強化支援事業補助金実績報告書（様式第8号）	必須
補助事業収支決算書（様式第9号）	必須
補助対象経費の支払を証明する書類の写し	必須 領収書、支払証明書、契約書、清算書など
開設・改修したECサイトの画面コピー	* ECサイトの新規開設、改修事業を行った場合のみ
ECモール出店が分かる画面コピー	* ECモールに出店した場合のみ

Q17：補助金の請求は、どうしたらよいですか？

A17：市は、事業に係る実績報告を受けると、書類の審査を行った後、補助金の交付確定通知をお送りします。

通知を受けたら、同封の請求書に振込口座を記入し、市に請求してください（概ね1か月後を目途に、指定の口座に振込みいたします。）。

Q18：補助金が取り消されることはありますか？

A18：市は、補助事業者について次のいずれかの事実が判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- 補助金の交付の内容、条件に違反したとき。
- 事業で購入した物品を他の用途に使用したとき。
- 事業に暴力団員等の関与があったとき。
- 要綱及び各種法令に違反したとき。

この場合、すでに支払を完了した補助金であっても、全部又は一部を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。